

第348回三木市議会定例会

8月30日（木）10:00

市長あいさつ（要旨）

議会の開会に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

本日は、第348回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまにおかれましては、公私ご多用の中、ご出席を賜りありがとうございます。

また、併せまして、平素から市政の運営につきまして、格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

まず最初に、一昨日まで、当市の姉妹都市であるオーストラリアのフェデレーション市へ訪問し、現地において、交流20周年を祝うとともに、姉妹都市提携の再調印を行ってまいりましたことを、報告いたします。

訪問団は、市長の私を団長とし、内藤議長ほか高校生7名を含む市民総勢16名で構成し、フェデレーション市の皆さまか

ら心温まる歓迎を受け、感謝の念を感じるとともに、両市の友好をより一層深める決意を新たにしていまいりました。

さて、今年を振り返ってみますと、豊岡市などでは、気温35度を超える猛暑日が29日もあるとても暑い夏となりました。また、6月に大阪北部で発生した大きな地震をはじめ、全国的に災害の多い年となり、7月初旬の集中豪雨では、岡山県や広島県をはじめ、死者・行方不明者が200人を超す未曾有の大災害を西日本各地にもたらしました。

三木市におきましても、7月5日から7日までの72時間総雨量が399.5ミリに達し、観測史上1位の記録を大きく塗り替え、兵庫県では初めてとなる大雨特別警報が発令されました。人的被害はなかったものの、市内では、住宅被害が、全壊1棟、半壊・一部損壊が3棟、道路、河川、都市公園などの公共施設関連が151件、農地、農道、ため池など農林業施設関連が604件、うち復旧を要するものの件数は344件と、大きな被害が発生しました。

このため、市におきましては、復旧に緊急を要するものの補

正予算を2回専決処分させていただき、また、このたび上程予定の補正予算をご議決いただいた上に、総額13億7千万円余りの財源を確保し、災害の早期復旧に向け、全力を挙げて取り組んでまいります。

また、先般、8月23日夜半から24日未明にかけての台風第20号では、三木市で観測史上最大の瞬間風速38.1メートルを記録するなど、暴風雨による主要道路の崩落など、新たな被害が発生しております。これにつきましても、被害の全体把握及び早期の復旧に努めてまいります。

7月以降の豪雨、猛暑、台風と、「30年に一度」とも呼ばれる異常気象を受け、市では、土砂災害危険個所の具体的範囲の特定や、避難所運営が長期に渡った場合の職員配備体制を見直すなど、これからの本格的な台風シーズンに備え、災害から市民の生命・財産を守るため、万全を期す所存であります。

また、市民の皆様へは、このたびの豪雨及び台風による災害を教訓とし、日頃の備えを今一度点検していただきたく、啓発にも努めてまいります。

このたびの市議会定例会では、報告2件、条例関係4件、補正予算4件、決算の認定が8件、その他1件、併せて19件の提案を予定しております。

また、後日、人事案件3件の提案を予定しております。

議員の皆さまにおかれましては、どうか慎重なるご審議をいただき、ご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

第348回三木市議会定例会 市長 提案理由の説明

平成30年8月30日

ただいま上程されました議案について、ご説明申し上げます。

まず、専決処分についてご報告いたします。

報告第3号、平成30年度 三木市一般会計補正予算(第2号)につきましては、「平成30年7月豪雨」による災害により被害を受けた農地や農業用施設の復旧を緊急に実施するため、平成30年7月27日に、地方自治法第179条第1項による専決処分をしたものです。予算額は、歳入歳出それぞれ、1億1,475万円の追加であります。ここにご報告を申し上げます、議会の承認を求めるものであります。

次に、報告第4号、平成30年度 三木市一般会計補正予算(第3号)につきましても、同じく豪雨災害により、道路上に堆積した法面崩壊土の撤去や、被害を受けた道路の早期復旧を実施するため、平成30年8月17日に専決処分をしたものです。

予算額は、歳入歳出それぞれ6,600万円の追加であります。

これにつきましても、緊急を要したため専決処分をしたものであり、ここにご報告を申し上げ、議会の承認を求めるものです。

次に、第49号議案から第52号議案までは、条例の制定並びに一部改正に関する議案です。

まず、第49号議案、「三木市農業共済条例の制定」につきましては、農業災害補償法が農業保険法に改題され、農業共済制度が大きく改正されたことに伴い、現行の三木市農業共済条例の全部を改めるものです。

主な内容として、まず、農作物共済について、当然加入方式から任意加入方式に移行します。次に、家畜共済について、農業者が補償内容を選択できるよう死廃共済と病傷共済に分離します。さらに、すべての共済掛金率について、農業者ごとの危険段階別に設定する方式とします。

なお、本条例につきましては、本年3月議会に同じ法改正を

理由とした一部改正の議案を上程し議決いただいたところでありますが、3月の時点では、改正の根拠となる国の模範条例がまだ示されていなかったため、必要な改正のみを行い、このたび改めて法改正に整合させるものです。

次に、第50号議案、「三木市税条例等の一部を改正する条例の制定」につきましては、地方税法等の改正に伴い条例を改めるものです。

主な内容として、市民税について、控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定を整備し、市たばこ税について、加熱式たばこの課税区分を新設し課税方式を見直すとともに、市たばこ税の税率を段階的に引き上げるなど、所要の改正を行うものです。

次に、第51号議案、「三木市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、兵庫県の福祉医療費助成事業実施要綱等の一部改正等に伴い、条例を改めるものです。

主な改正内容として、まず、ふるさと納税ワンストップ特例制度における個人住民税の申告特例控除について、これまでの

ふるさと納税に係る個人住民税の特例控除と同様に、特例控除適用前の市町村民税の所得割額により受給資格を判定するようにします。

次に、地方税法改正による都道府県から指定都市への税源移譲に伴い、指定都市に住所を有していた者が、本市に転入した場合に不公平な取扱いが生じないように、市町村民税の所得割額の算定の特例を設けるものです。

次に、第52号議案、「三木市立認定こども園等の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、幼保一体化計画の変更に伴い、本年度末に廃園予定としていた三樹幼稚園と三木幼稚園の廃止年月日を改める必要があるため、条例を改めるものです。

次に、第53号議案から第56号議案は、「平成30年度各会計予算の補正」についての議案です。

まず、第53号議案「平成30年度一般会計補正予算（第4号）」についてご説明いたします。

このたびの補正は、7月豪雨に伴い被災した農林業施設や公共土木施設の災害復旧費などのうち、先ほどご説明した「一般会計補正予算（第2号）及び（第3号）」や、予備費で対応した分以外の11億8,498万5千円を追加するほか、6月に発生した大阪北部地震を踏まえて、小・中学校や公共施設にあるブロック塀の撤去など、安全対策を行うための費用2,660万円を追加するなど、緊急を要する経費について、補正を行うものであります。

まず、総務費では、財政管理費において、前年度の決算剰余金1億122万3千円のうち、法定積立として、その2分の1以上を財政基金に積み立てる必要があるため、5,061万2千円を財政基金に積み立てます。

また、国際交流費において、10月に、姉妹都市であるアメリカのバイセリア市から訪問団を受け入れるに当たり、歓迎式典など、国際交流協会への委託料34万円を追加しております。

また、諸費において、過年度に行った臨時福祉給付金の支給に係る国庫補助金の精算のため、1,944万9千円の返還金

を追加しております。

このほか、旧浄化研究所跡地や市民活動センターなどにあるブロック塀の安全対策工事費560万円を追加し、総務費全体で7,600万1千円を増額しております。

次に、民生費では、子育て支援費において、平成26年度に策定した子ども・子育て支援事業計画の計画期間が平成31年度で終了することに伴い、平成32年度から5年間の第2期計画を策定する必要があります。この業務について、三木市の子育て支援に係る保護者に対するニーズ調査からこれを踏まえた計画策定までの一連の作業を一括で業者に委託したいと考えていることから、平成30年度に実施するニーズ調査に要する費用284万円を追加するとともに、平成31年度の債務負担行為として、計画策定に要する費用346万円を追加しております。

次に、アフタースクール費において、市内アフタースクールの入所児童数が年々増加し、来年度には1,000人を超える見込みで推移していることから、入所児童の管理や利用者負担

金の徴収などの業務を効率化するため、学童保育システムを導入することとし、今年度のシステム使用料100万円を追加しております。

以上、民生費全体で384万円を増額しております。

次に、衛生費では、健康増進施設費において、吉川健康福祉センターの健康プールなどの設備修繕費500万円を増額しております。

また、環境保全対策費において、危険空き家の除却費について、所有者自らによる除却を一層支援していくため、これまでの2分の1補助、上限50万円から、補助率は変えず、上限100万円に引き上げるよう今年5月に要綱を改正しました。これに伴い、今年度に補助が見込まれる5件分、500万円のうち、当初予算で措置している100万円を差し引いた400万円の空き家等適正管理費助成金を増額しております。

以上、衛生費全体で900万円を増額しております。

次に、農林業費では、治山事業費において、豪雨災害により

崩壊した山地4か所の復旧のため、工事費など6,500万円を増額しております。

次に、土木費では、建築行政費において、個人住宅に設置された危険ブロック塀を所有者が撤去する事業に対し、国・県の支援も受けて1件当たり20万円を補助するため、補助金10件分、200万円を追加しております。

また、道路橋梁維持費、道路橋梁新設改良費及び交通安全施設整備費において、国の社会資本整備総合交付金の内示額に合わせて財源を組み替えるほか、工事や用地交渉の進捗に合わせて事業費を調整するなど、合計7,251万4千円を増額しております。

また、排水路費において、7月の豪雨により美囊川への排水路の損傷が進んだ箇所があることから、改修工事費300万円を追加しております。

また、公園費において、豪雨災害による公園緑地の塵芥処理委託料や災害応急対応工事費420万円、公園内のブロック塀の安全対策工事費600万円の合計1,020万円を増額する

一方、国の社会資本整備総合交付金などの内示額に合わせ、財源の組み替えや事業計画の見直しにより1,100万円を減額することで、公園費全体で差し引き80万円を減額しております。

交通政策費では、今年3月に焼失した神戸電鉄粟生線三木駅の再生に向け、駅前広場の整備に必要な用地の測量費108万円を追加するとともに、三木市土地開発公社による用地取得のための債務負担行為4,500万円を追加しております。

以上、土木費全体で7,779万4千円を増額しております。

次に、消防費では、災害対策費において、7月豪雨及び台風12号災害のために開設した避難所に従事した職員や、道路・消防など現場対応などを行った職員の人件費2,136万円を追加しております。

また、豪雨災害により全壊した住居の再建に向けた支援金150万円を追加しております。

また、地域の自主防災組織の資機材を充実し、1次避難所の機能を一層高めるため、補助金281万5千円を増額しており

ます。

以上、消防費全体で2,567万5千円を増額しております。

次に、教育費では、小学校管理費において、豪雨災害の対策費51万円の追加や、ブロック塀、プールシャワー壁、運動場の投てき板の安全対策工事費961万円を追加するほか、校舎外壁の改修工事費680万円を追加し、合計1,692万円を増額しております。

また、中学校管理費では、プールシャワー壁の安全対策工事費290万円を追加するほか、空調設備などの改修工事費600万円を追加し、合計890万円を増額しております。

社会教育総務費では、まなびの郷みずほに設置するプールのシャワー壁の撤去費15万円を追加するほか、美術館費においてもブロック塀の安全対策工事費34万円を追加しております。

以上、教育費全体で2,631万円を増額しております。

次に、災害復旧費では、公共土木施設災害復旧費において、豪雨災害により被災した道路98件、河川16件の復旧費

3億410万円を増額しております。

また、その他公共施設等災害復旧費において、豪雨災害により、みなぎ台緑地や三木山総合公園など公園緑地の復旧費2,020万円を追加しております。

また、農林業施設災害復旧費において、農地、道路、水路、ため池、併せて344件の復旧費7億6,530万円を増額し、災害復旧費全体で10億8,960万円を増額しております。

以上、歳出13億7,322万円を増額し、歳出総額を331億8,126万9千円とするものでございます。

一方、歳入は、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、市債などの増額をもって収支の均衡を図っております。

次の債務負担行為の補正では、子ども・子育て支援事業計画策定事業及び神戸電鉄粟生線三木駅再生事業に係る三木市土地開発公社の用地取得費について、債務負担行為の限度額を追加しようとするものであります。

次の地方債の補正では、治山事業について、起債の限度額を追加し、道路橋梁新設改良事業ほか3件について、起債の限度額を変更しようとするものであります。

次に、第54号議案「平成30年度三木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」につきまして、ご説明申し上げます。このたびの補正予算は、前年度決算の剰余金1億727万4千円の国民健康保険財政調整基金への積み立てと、前年度の医療費の精算に伴う交付金の返還金476万6千円の、併せて1億1,204万円を増額し、歳出総額を101億1,604万円とするものであります。

一方、歳入は、繰入金及び繰越金の増額をもって収支の均衡を図っています。

次に、第55号議案「平成30年度三木市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

このたびの補正予算は、前年度決算の剰余金3億1,835万5千円の介護保険財政調整基金への積み立て

と、前年度の介護給付費等の精算に伴う国・県交付金等の返還金1億321万7千円の、併せて4億2,157万2千円を増額し、歳出総額を73億9,457万2千円とするものであります。

一方、歳入は、繰入金及び繰越金の増額をもって収支の均衡を図っています。

次に、第56号議案「平成30年度下水道事業会計補正予算(第1号)」について、ご説明申し上げます。

このたびの補正予算は、資本的支出において、国の社会資本整備総合交付金の内示を受け、建設改良費1億7,980万円を増額し、合計を25億9,027万6千円とするものであります。

一方、資本的収入は、企業債及び国・県補助金、併せて1億2,850万円を増額し、18億234万5千円とするものであります。また、これに合わせて、企業債の限度額を変更しようとするものであります。

次に、第57号議案から第64号議案までは、「平成29年度各会計決算の認定」についての議案です。

一般会計、特別会計並びに水道・下水道事業会計あわせて、8件の決算について、法律の定めるところにより監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

次に、第65号議案は、「農業共済事業」に係る議案です。

「農作物共済水稻無事戻し金の交付」につきましては、平成27年度から平成29年度までの引受けのものを対象として、無事戻し金を交付することにつきまして、条例の定めるところにより議会の議決を求めるものです。

以上で、ただいま提案いたしました議案についての説明を終わります。

どうか慎重なるご審議によりまして、よろしくご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。